

**特許庁委託**

# **台湾模倣対策マニュアル**

**2013年3月**

**公益財団法人交流協会**

## (六) インターネット上の権利侵害

### 1. よく見られるインターネット上の権利侵害行為

侵害種類	態様
商標権侵害	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 他人の登録商標を無断でウェブサイト又は同一の製品に使用し、インターネットでその製品を販売すること。</li><li>・ 他人の登録商標と近似する商標をウェブサイト又は類似の製品に使用し、インターネットでその製品を販売すること。</li><li>・ 他人の周知著名になっている商標を自社の企業名称に使用し、誤認混同を生じさせ、又は周知著名商標の識別力、信用を減損すること。</li></ul>
著作権侵害	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 著作権者の同意を取得せず、音楽、映画、漫画、コンピュータソフトなどの著作物を複製し、インターネットで広げる、又は販売すること。</li></ul>
専利権侵害	<ul style="list-style-type: none"><li>・ インターネットで、他人の専利技術を無断で実施した製品を販売すること。</li></ul>
不正競争	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 他人のトレードドレス(例えば、包装)に類似する商品をインターネットで販売すること。</li><li>・ 大手企業と提携しているなどの不実情報を広告やカタログに記載し、消費者に誤認させる宣伝をすること。</li></ul>

### 2. 台湾当局による知的財産権保護の取組み

#### (1) 保護智慧財産権警察大隊の設立

台湾での違法コピー・模倣品の取締活動については、1981年に設置された経済部「模倣商品取締チーム」が中心となって、模倣品に関する通報の受付けや取締活動を行ってきたが、内政部警政署保安警察第二総隊内に「保護智慧財産権警察大隊」(通称「保智大隊」)を成立させ、同チームを廃止した。

内政部警政署は海賊版一掃計画を実施するため、行政院長(首相)の指示により、2003年1月1日に保智大隊を成立した。保智大隊は総勢220名で、保安警察第二、第四及び第五総隊からなり、大隊の下に二つの中隊が設けられ、台北、桃園、台中、嘉義、高雄、花蓮にそれぞれ分隊が配置されている。同大隊は、発足後、直ちに隊員を対象とする専門知識訓練を行い、製造業者、中間卸商、小売店の三方面に綿密な捜査網を張り巡らし、海賊版ソフトや違法コピーの著作権侵害、偽ブランドの商標権侵害を効率的に取り締まっている。

保護智慧財産権警察大隊が2011年に発見した「インターネットによる模倣品の販売」又は「違法ダウンロードの提供」の事件統計表

種類 月	映像・音声違法ダウンロード			海賊版			模倣品		
	件数	人数	損害額 (台湾元)	件数	人数	損害額 台湾元)	件数	人数	損害額 (台湾元)
1月	15	17	57,074,124	12	14	18,334,300	35	41	41,596,959
2月	7	7	17,594,063	6	6	24,377,000	36	41	28,524,811
3月	14	14	287,312,808	27	30	17,305,660	84	88	29,581,015
4月	9	9	20,833,641	8	8	3,502,950	45	52	29,763,790
5月	8	8	118,389,583	8	9	1,078,785,320	53	55	16,073,956
6月	16	16	141,900,426	29	33	14,317,025	125	137	33,263,536
7月	2	2	66,018	16	20	39,780,950	84	91	166,902,612
8月	9	9	794,285,863	0	14	3,144,400	80	87	531,899,454
9月	21	21	253,743,798	27	27	42,695,000	129	144	20,275,470
10月	16	16	879,359,331	8	8	25,357,390	62	72	32,738,607
11月	20	20	346,356,431	30	40	205,558,463	111	123	126,185,412
12月	19	19	2,018,182,413	28	52	752,326,424	123	129	95,711,317
合計	156	158	4,935,098,499	212	261	2,225,484,882	967	1060	1,152,516,939

資料出所：<http://www.tipo.gov.tw/iprp/ch/index.aspx>

## (2) 智慧財産法院(知財裁判所)の設立

司法院は知的財産訴訟の遅延問題を改善するため、訴訟審理の効率化と裁判官の専門化に着手し、ようやく知的財産訴訟制度に関する二大法案である智慧財産法院組織法及び智慧財産案件審理法を制定、公布・施行した。

上述の法案により、2008年7月1日に知財裁判所が設立されて、知的財産に関する訴訟は全て同裁判所にて集中審理されるようになった。訴訟審理の効率化及び裁判官の専門化により、知的財産訴訟手続が改善され、有効な権利救済機能を発揮している。

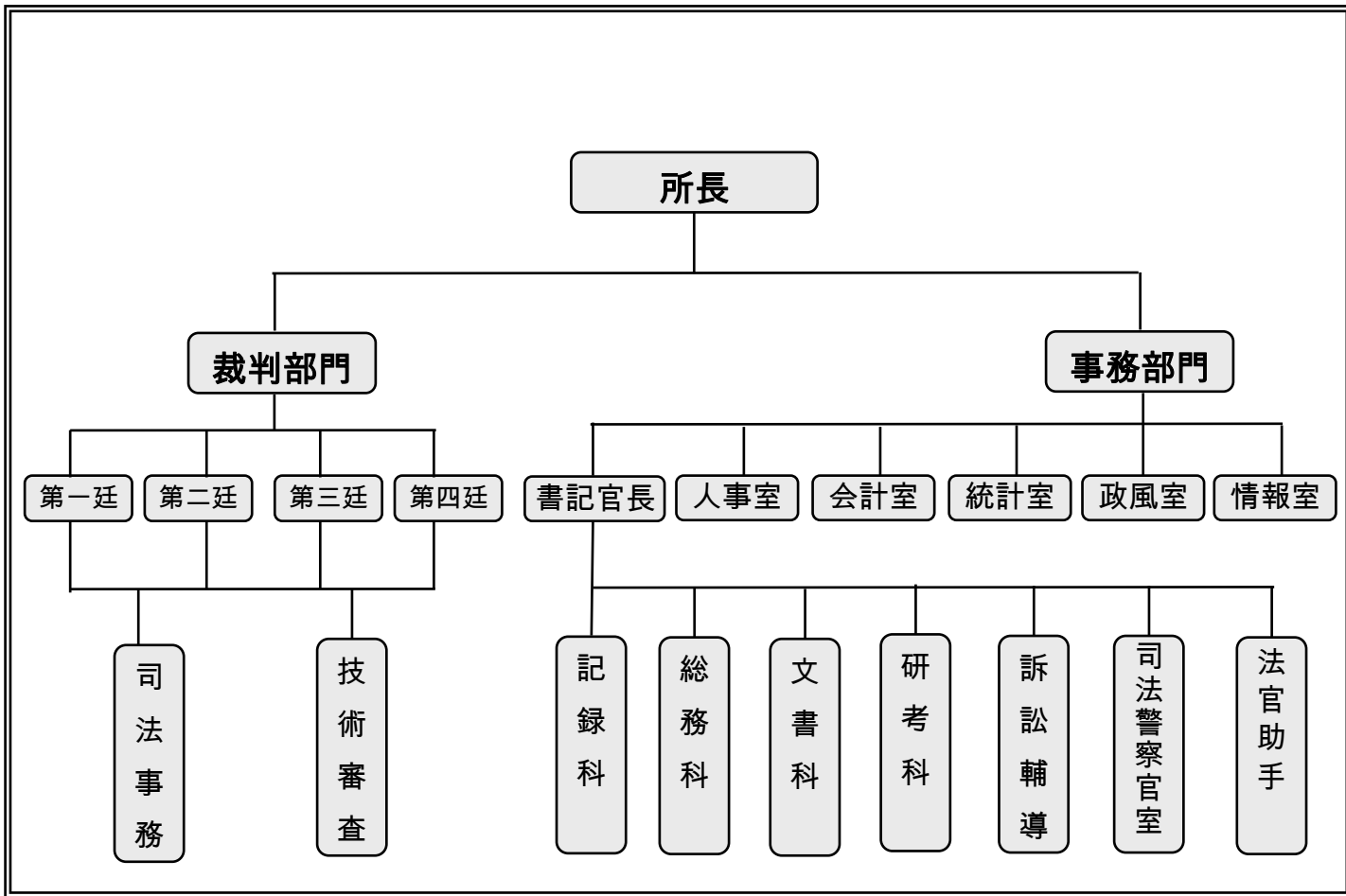
### 智慧財産法院設立の目的

民事事件、刑事事件の訴訟遅延を避け、訴訟紛争を早期に解決する。(効率化)

知的財産案件の審理を専門化する。(専門化)

国家経済発展を促進する。(経済繁栄)

智慧財產法院組織圖



組織圖 內容說明	所長：	裁判部門：第一廷、第二廷、第三廷、第四廷；司法事務官、技術審查官
		事務部門：1.書記官長：記錄科、總務科、文書科、研考科、訴訟輔導科、司法警察官室、裁判官助手 2. 人事室 3. 會計室 4. 統計室 5. 政風室 6. 情報室

### 3. 権利侵害に対する救済

#### (1) 権利者の民事請求権

	類型	権利
民事	商標権侵害	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 侵害の排除及び予防の請求権</li><li>・ 損害賠償請求権</li><li>・ 侵害品の廃棄請求権</li><li>・ 税関における侵害品の差押請求権</li></ul>
	著作権侵害	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 侵害の排除及び予防の請求権</li><li>・ 著作者人格権の侵害に対する損害賠償請求権</li><li>・ 著作者財産権又は製版權の侵害に対する損害賠償請求権</li><li>・ 侵害品の廃棄請求権</li><li>・ 税関における侵害品の差押請求権</li></ul>
	特許(専利)権侵害	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 侵害の排除及び予防の請求権</li><li>・ 損害賠償請求権</li><li>・ 侵害品の廃棄請求権</li><li>・ 信用回復請求権</li></ul>
	不正競争	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 侵害の排除及び予防の請求権</li><li>・ 損害賠償請求権</li><li>・ 適当な表示の請求権</li></ul>

#### 商標権侵害

- ・ 侵害の排除及び予防の請求権

商標権者は、その商標権を侵害した者に対し、その排除を請求することができる。侵害のおそれがある場合は、侵害防止を請求することができる。(商標権法第69条1項)

- ・ 損害賠償請求権

商標権者は、故意又は過失によりその商標権を侵害された場合、損害賠償を請求することができる。(商標権法第69条3項)

ただし、損害賠償請求権は、請求権者が損害及び賠償義務者の存在を知ったと

きから2年間行使しなければ消滅する。侵害行為があったときから10年を経過した場合も同様である。

- ・ 侵害品の廃棄請求権

商標権者は商標権侵害に係る物品及び侵害行為に利用される原料又は器具を廃棄するよう請求することができる。ただし、裁判所は侵害の程度及び第三者の利益を詳細に斟酌した後、その他の必要な処置を行うことができる。(商標権法第69条2項)

- ・ 税関における侵害品の差押請求権

商標権者は、輸入又は輸出する物品がその商標権を侵害するおそれがある場合、税関にひとまず侵害するおそれがある輸入品又は輸出品の差押を申請することができる。(商標権法第72条1項)

## 著作権侵害

- ・ 侵害の排除及び予防の請求権

著作権者又は製版權者は、その権利を侵害した者に対し、その侵害の排除を請求することができる。また、侵害するおそれがある場合には、その防止を請求することができる。(著作権法第84条)

- ・ 著作者人格権の侵害に対する損害賠償請求権

著作者人格権を侵害する者は、損害賠償の責任を負わなければならない。この場合、財産上の損害でなくても、被害者は相当の金額の賠償を請求することができる。(著作権法第85条1項)

- ・ 著作者財産権又は製版權の侵害に対する損害賠償請求権

故意又は過失により、他人の著作財産権又は製版權を不法に侵害する者は、損害賠償の責任を負う。複数の者が共同して不法侵害行為を行った場合は、連帯して賠償責任を負う。(著作権法第88条1項)

- ・ 侵害品の廃棄請求権

著作権者は、侵害の差止め又は損害賠償を請求する場合、侵害行為により作成されたもの又は主に侵害に用いられたものについて、焼却廃棄又はその他必要な措置を請求することができる。(著作権法第88条の1)

- ・ 税関における侵害品の差押請求権

著作権者又は製版權者は、税関に対し、その著作権又は製版權を侵害するおそれがある輸入品又は輸出品の差押を請求することができる。(著作権法第 90 条の 1)

#### 特許(専利)権侵害(実用新案及び意匠にも準用)

- ・ 侵害の排除及び予防の請求権

特許権者は、自己の特許権を侵害した者に対し、侵害行為の排除を請求することができる。侵害のおそれがある場合は、その防止を請求することができる。(専利法第 96 条 1 項)

- ・ 損害賠償請求権

特許権者は、故意又は過失によりその特許権を侵害した者に対し、損害賠償を請求することができる。ただし、請求権者が損害及び賠償義務者の存在を知ったときから 2 年間行使しなければ消滅する。侵害行為があったときから 10 年を経過した場合も同様である。(専利法第 96 条 2 項)

- ・ 侵害品の廃棄請求権

特許権者が侵害の差止めの請求を行うとき、特許権侵害に係る物又は侵害行為に用いた原料若しくは設備について、廃棄処分又はその他の必要とする処置を請求することができる。(専利法第 96 条 3 項)

- ・ 信用回復請求権

発明者は氏名表示権が侵害された場合、発明者の氏名表示又はその他名誉回復のために必要な処分を請求することができる。ただし、請求権者が損害及び賠償義務者の存在を知ったときから 2 年間行使しなければ消滅する。侵害行為があったときから 10 年を経過した場合も同様である。(専利法第 96 条 5 項)

#### 不正競争

- ・ 侵害の排除及び予防の請求権

事業者が公平交易法の規定に違反し他人の権益を侵害するに致った場合は、被害者はその侵害の排除を請求することができる。侵害のおそれがある場合も侵害の予防を請求することができる。(公平交易法第 30 条)

- ・ 損害賠償請求権

事業者が公平交易法の規定に違反し他人の権益を侵害するに致った場合、損害



賠償の責任を負う。ただし、請求権は、請求権者が損害及び賠償義務者の存在を知ったときから2年間行使しなければ消滅する。侵害行為があったときから10年を経過した場合も同様である。(公平交易法第31条)

・ 適当な表示の請求権

事業者は、他の事業者の公平交易法第20条第2項第3号又は第4号の行為により、自己の営業、商品、施設若しくは活動が損害を受け、又は混同を生じるおそれがある場合は、他の事業者に対し、適当な表示を付すよう請求することができる。(公平交易法第20条第3項)

(2) 侵害者の刑事責任

商標法、著作権法及び公平交易法に違反した場合、刑事罰が科される。なお、2001年10月24日の専利法改正により、専利権侵害についての刑事罰が廃止された。

	根拠となる法律	行為
刑事責任	商標法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商標権侵害罪 商標権者又は団体商標権者の同意を得ずに、販売を目的として、次に掲げる各号のいずれかの情況に該当する場合、3年以下の懲役刑、拘留若しくはNT\$200,000以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 同一の商品又は役務に、登録商標又は団体商標と同一の商標を使用する。</li> <li>2. 類似の商品又は役務に、登録商標又は団体商標と同一の商標を使用し、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある。</li> <li>3. 同一又は類似の商品又は役務に、登録商標又は団体商標と類似の商標を使用し、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある。</li> </ol> (商標法第95条) </li> <li>・ 証明標章侵害罪 証明標章権者の同意を得ずに、販売を目的として、同一又は類似の商品又は役務に、登録した証明標章と同一又は類似の標章を使用し、関連する消費者に誤認、誤信させるおそれがある場</li> </ul>

		<p>合は、3 年以下の懲役刑、拘留若しくは NT\$200,000 以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>前項の証明標章権侵害のおそれがあることを明らかに知りながら、他人が登録した証明標章と同一又は類似の標識を付したラベル、包装容器又はその他の物品を販売又は販売を意図して製造、所持、展示した場合も同様である。</p> <p>(商標法第 96 条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 模倣品販売罪 侵害商品であることを明らかに知りながら販売し、又は販売を意図して所持、展示、輸出若しくは輸入した場合は、1 年以下の懲役刑、拘留若しくは NT\$50,000 以下の罰金に処し、又はこれを併科する。電子メディア又はネットワーク方式を通じて行った場合も同様である。</li> </ul> <p>(商標法第 97 条)</p>
	著作権法	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 無断で複製する(著作権法第 91 条)</li> <li>• 無断で頒布する(著作権法第 91 条の 1)</li> <li>• 無断で公開口述、公開放送、公開上映、公開実演、公開伝送、公開展示、改作、編集又は貸与する(著作権法第 92 条)</li> <li>• 強制使用許諾の許可を受けた音楽著作物の複製物を台湾管轄外区域において販売する(著作権法第 93 条)</li> <li>• 製版權を侵害するものであると明らかに知りながら、それを頒布し、又は頒布する意図で展示若しくは所持する(著作権法第 93 条)</li> <li>• 著作財産権者又は製版權者の許諾なく複製された複製物又は製版物を輸入する(著作権法第 93 条)</li> <li>• コンピュータープログラムの著作財産権を侵害する複製物であることを明らかに知りながら、その複製物を使用して営業する。(著作権法第 93 条)</li> <li>• 著作財産権を侵害する物品であることを明らかに知りながら、所有権移転若しくは貸与以外の方法で頒布し、又は著作財産権を侵害する物品であ</li> </ul>

		<p>ることを明らかに知りながら頒布を意図して公開展示若しくは所持する(著作権法第 93 条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 著作権者の同意を得ずに翻訳物を複製する(著作権法第 95 条)</li> <li>・ 合法的なコンピュータプログラム著作物の複製物の所有者は、滅失以外の事由により原複製物の所有権を失った場合、著作財産権者の同意を得ることなく、その修正又は複製したプログラムを廃棄せずに所持する(著作権法第 96 条)</li> <li>・ 著作物を引用するとき、その所出を明示しない(著作権法第 96 条)</li> <li>・ 著作権者が付した権利管理電子情報を削除又は改ざんする。また、著作権管理電子情報が不法に削除又は改ざんされたものであることを明らかに知りながら、当該著作物のオリジナル若しくはその複製物を頒布し、頒布を意図して輸入若しくは所持し、又は公開放送、公開実演若しくは公開伝送する。(著作権法第 96 条の 1)</li> </ul> <p>(著作権法に違反する罪は、光ディスクに侵害内容を読み込む方法で著作権を侵害する場合を除き、すべて親告罪である。)</p>
	公平交易法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表徴又は外国の著名商標を模倣した者が、中央主務官庁に指定された期限を過ぎても当該違反行為を停止・改善せず、必要な更正措置を採らない、又は一旦停止後再び同様若しくは類似の違法行為をした(公平交易法第 35 条 1 項)</li> <li>・ 事業者は、競争の目的をもって、他人の営業上の信用に損害を与えるに足る不実な事柄を陳述又は流布した(公平交易法第 37 条)</li> </ul>

### (3) 侵害者の行政責任

	根拠となる法律	罰則
行政責任	公平交易法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公平交易委員会は、本法の規定に違反する事業者に対して、期限を定め、当該行為の停止、改正又は必要な更正措置を採るよう命じ、並びに 5 万台湾元以上 2500 万台湾元以下の過料に処すことが</li> </ul>

		<p>できる。また、所定の期間内に、当該違反行為が停止・改正されず又は必要な更正措置が採られない場合、公平交易委員会は引続き期限を定め、当該行為の停止、改正又は必要な更正措置を採るよう命じ、並びに当該行為を停止、改正又は必要な更正措置が採られるまで、回数に照らして10万台湾元以上5000万台湾元以下の過料を連続して科すことができる。</p> <p>事業が第10条及び第14条に違反し、事情が重大であると中央主務官庁が認定した場合、前項の過料金額の制限を受けず、当該事業における前事業年度の売上金額の100分の10以下の過料に処することができる。</p>
--	--	---

# 産業財産権における模倣対策のご案内

公益財団法人交流協会では特許庁からの委託により、海外進出日系企業を対象とした産業財産権の侵害対策事業を実施しております。具体的には、現地にて以下の活動をしております。

1. 台湾における産業財産権の模倣対策に資する情報の収集
2. 弁護士、弁理士など産業財産権の専門家を講師としたセミナーの開催  
現地で活躍する専門家から最新の情報を得る機会です。
3. 産業財産権に関する相談窓口の設置  
産業財産権の権利取得手続きから、産業財産権の侵害に関する相談まで、幅広いご質問にお答えいたしますので、是非ご利用ください。

※相談窓口の利用、セミナーへの出席、その他ご不明な点については、公益財団法人交流協会 貿易経済部までお問い合わせください。

TEL：03-5573-2600

FAX：03-5573-2601

H P：http://www.koryu.or.jp/

[特許庁委託] 台湾模倣対策マニュアル

---

平成25年3月 発行

発行者 井上 孝

発行所 公益財団法人 交流協会

【禁無断転載】

東京都港区六本木3-16-33

青葉六本木ビル7階

印刷所 株式会社 宝円堂

執筆協力：理律法律事務所 (LEE AND LI Attorneys-at-Law)

台北市敦化北路201号7階

---